

被逆境的体験(ACE)の視点から見た子ども・子育て支援の改善

: 自治体レベルでの予防的対応と支援の必要性

鈴木 勲*

(名寄市立大学 保健福祉学部 社会保育学科)

和田 一郎

太田 研

(獨協大学 国際教養学部 言語文化学科)

(山梨県立大学 人間福祉学部 人間形成学科)

キーワード: Adverse Childhood Experiences、児童虐待、親子支援システム

1. はじめに

1) 研究の背景

児童相談所による虐待相談対応件数は増加し続けている。2022(令和4)年度、日本全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、219,170件となり、過去最多の数値となった。これは前年度より、11,510件増加した件数で、統計が取り始められた1990(平成2)年度から増加している(こども家庭庁, 2023)。近年のこれらの統計は、児童虐待が深刻化していることを明確に示している(厚生労働省, 2022)。しかしながらこれらの数値の増加は、児童虐待の認識が高まり、相談件数が増加しているという側面もある。社会全体での対策の推進と認識の高まりは、児童の権利を守るための重要な初動となる。児童虐待防止は、私たち一人ひとりが関心を持ち、具体的な行動を起こすことにより改善されるという極めて重要な課題である。

この児童虐待に関する通告のその後については、あまり知られていない。児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正により、虐待通告を受けた際の児童相談所などの安全確認の義務化が明記され、児童相談所における安全確認を行う際の時間ルールについて、48時間以内とすることが望ましいとしている(厚生労働省, 2007)。

児童相談所による虐待相談件数が増加し続けている一方で、虐待相談などで親子分離され社会的養護となった児童は1割にも満たず、9割強は十分な支援もないまま在宅での生活を続けているのがわが国の現状である(上鹿渡, 2001)。虐待への対応として、早期発見、介入だけではなく、子ども・子育て支援の充実などの予防的な対応や、親子分離後の社会的養護、社会的養護から家庭復帰した際の自治体による支援についても課題を把握し、解決する必要がある。

保護や支援の必要な家庭への援助は、単に個々の家庭の問題にとどまらず、社会全体にとって極めて重要な課題である。児童は未来を担う存在であり、その成長環境が社会全体の未来を左右する。児童が健やかに育つための環境を整えることは、社会全体の責任であり、支援体制の充実が求められている。常に児童の安全安心を念頭に置き、児童の最善の利益を優先して考慮することは、支援を行う上で最も大切な基本原則である。児童の権利を守るための子ども・子育て支援を効果的に継続的に実施していくためには、市区町村が中心になって職責を果たしていくことが重要である。市区町村は、地域における子育て支援の中核を担っており、地域の実情に即した支援を提供することが可能なためである。

* 責任著者

鈴木勲 i.suzuki@nayoro.ac.jp

市区町村は、都道府県（児童相談所など）との関係ではあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、それぞれの専門性を尊重し、役割分担を明確にすることが重要である（厚生労働省，2017）。

自治体は、その地域の児童の生活環境を直接把握し、具体的な支援を提供できる立場にある。自治体が主導して子ども・子育て支援施策を充実させることで、地域に根ざした具体的な支援ができ、このことにより、児童は保護者から離れずに安定した成長環境で育つことが可能となる。保護者から離れて生活することは、児童にとって大きなストレスとなり、心身に悪影響を及ぼす可能性もある。保護者から離れずに在宅で生活できるような支援体制の整備は、児童の心の安定にも寄与する。しかし、日本では適切な親子支援システムが不足しており、多くの児童が保護者から分離されている。軽度の虐待や育児に関する不安を抱える在宅支援家庭についても、親子支援システムの不備が指摘されている。長期的には在宅での支援が困難となり、結果として社会的養護に至る児童が増加しているという悪循環が生じている。

もし、地域の子ども・子育て支援が充実していたり、児童にとって適切な支援システムが整っていたりするのであれば、地域で安定した生活を送ることも可能になる。近年、虐待通告相談処理件数や要保護児童は増加傾向にあり、支援体制の強化が求められている。さらに、社会的養護児童の急増や、現代社会における児童家庭福祉の問題、要保護家庭群と一般家庭群の接近重層化とグレーゾーン群の拡大といった問題も指摘されている（加賀美，2008）。

これらの課題を踏まえ、保護や支援が必要な家庭への援助の解決には、自治体レベルでの子ども・子育て支援施策の充実が必要である。本研究では、自治体レベルでの子ども・子育て支援の現状と課題、要保護家庭群にいる要保護児童や要支援児童、特定妊婦や若者妊婦に対する支援の在り方を探索的に把握したいと考えている。

2) 問題の所在

我が国では、児童虐待対策プログラムは存在するものの、家族全体を支援する視点からのプログラムは不足している。軽度な虐待への支援は、市区町村レベルで行われているが、専門知識や経験不足により、見守りレベルに留まり、状況の悪化を招くこともある。被逆境的体験（Adverse Childhood Experience: 以下、ACE）の視点から児童虐待だけでなく、成育環境全体に対する支援が必要になっている。さらに、現状の親子支援システムは、児童虐待発生後の対応に偏重しており、予防的な視点が十分ではない。潜在的な虐待予備軍への支援が不足しており、早期発見・介入体制強化や子育てに不安を抱える家庭への支援など、予防的な取り組みが必要になっている。支援ニーズの高いサービスの充実、財政的な裏付けの確保、関係機関との連携強化、専門人材の育成などの課題もあるが、これらを克服し、すべての児童やその保護者が安心して生活できる社会を目指して、社会全体で取り組んでいくことが重要である。

3) 先行研究と本研究の位置づけ

藤間（2017）は、戦後日本の要保護児童施策の変遷と現状を分析し、児童虐待が社会問題化するにつれ、家族の責任が強調されるようになったこと、家族主義的な社会構造が問題を複雑化していることを指摘した。筒井ら（2012）は、児童養護施設に入所児童のケアの実態に関するデータ不足を踏まえ、量的調査による児童の状態の数量化と、状態に基づいたケア量の推定を試みた。また、表（2011）は、子育て支援利用者の高い不満と低い満足度を明らかにした。赤澤・橋本（2023）は、10歳代の若者妊婦に関する文献レビューを行い、未婚率の高さ、パートナーの就労状況、生活保護家庭の割合、親の離婚率など、若者妊婦の社会的基盤の脆弱性を明らかにしている。

本研究では、自治体ごとの子ども・子育てサービスの支援ニーズと、要保護児童や要支援児童、若者妊婦

や特定妊婦といった特別な支援を必要とする人たちのニーズや子育て世帯の子ども・子育て支援ニーズを明らかにすることを目的としている。本研究の独自性は次の2点になる。まず第1に、自治体ごとの子ども・子育て支援に関するニーズと特別な支援を必要とする人たちのニーズを同時に捉え、それらを統合的に理解することにある。従来の研究では、自治体全体の子育て支援ニーズや、特定の支援対象者へのニーズに焦点をあててきたが、本研究では両者のニーズを同時に分析することでより包括的な理解を目指している。第2に、効果的な支援施策の実施に貢献することである。本研究の成果は、各自治体の子育て支援施策の充実と、特別な支援を必要とする人たちのニーズに合わせた支援の実現に役立つものと考えている。

2. 研究目的

本研究は、要保護家庭群にいる要保護児童や要支援児童、特定妊婦や若者妊婦を含む子育て家庭への自治体による支援制度の現状と課題、そして具体的にどのような支援ニーズが高いのかを探索することを主たる目的としている。併せて、自治体で提供されている子ども・子育て支援サービスの効果性と適用性を地域性も考慮しながら評価すること、さらに、今後、支援の充実が望まれる子ども・子育て支援事業について、対象者とおして見えてきた支援サービスの傾向を明らかにすることを研究目的としている。これらの研究目的を達成することで、自治体による子ども・子育て支援施策の充実や、子育て世帯の養育環境の改善に寄与したいと考えている。

3. 研究方法

1) 調査対象

被逆境体験(ACE)という視点からみた親子が健やかに家庭で生活できるプログラム(研究代表者:獨協大学教授 和田一郎)2019年~2021年度日本財団助成事業による社会調査のうち、「親子が健やかに家庭で生活できるプログラムの調査(2020)」「被逆境体験(ACE)という視点からみた親子が健やかに家庭で生活できるプログラム(2021)」に関するデータを分析対象にした。

2) 質問内容

アンケート1では各自治体の属性について、人口や生活保護率、準要保護適用児童数、児童扶養手当受給世帯数などの基礎項目を実数で求めた。また、過去2年における要保護児童対策地域協議会のケース数や児童虐待関連予算、児童虐待を含む子ども支援の予算、地域子ども・子育て13支援事業の概要について基本項目を実数で求めている。

アンケート2では各自治体の子ども・子育て支援サービスの内容や実施状況を尋ねる構成となっている。そのため、子ども・子育て支援ニーズや、今後さらに支援の充実、拡充が求められる制度各種事業については、選択式で回答を求めた。また、子ども・子育て支援にあたり、公的機関の介入が必要な要支援・要保護層(利用者支援事業の実施における要保護児童や虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童)、介入により状況が改善された中間層(要支援をはずれたが、なお助言指導が必要な層)、特に公的機関の特別な介入を必要としない一般層の3層の区分を設定し、子どもと家庭の福祉の充実を図るために新たにどのような支援プログラムが必要かという問いについては、自由記述で回答を求めた。

3) 調査方法及び期間、回収状況

市区町村レベルでの子ども・子育て支援の現状を把握するために、アンケート調査を実施した。調査対象は、全国市区町村(児童福祉主管課、母子保健課)とし、520自治体を抽出し、郵送調査により実施した。調

査期間は、2019年10月1日から10月25日までの1回であった。121自治体より回答があり、回収率23%であった（2021年3月末時点）。

4) データ分析の方法

要保護児童や要支援児童、若者妊婦や特定妊婦がいる自治体で行われている子ども・子育て支援事業と関連性のある事項を明らかにするため、群間比較には χ^2 検定やMann-WhitneyのU検定を行った。統計上有意差がみられた事項を中心に整理した。統計解析にはIBM SPSS ver.29を使用し、統計的有意水準を5%未満（両眼検定）とした。

5) 倫理的配慮

本研究で得られた質問紙の回答を統計解析により分析を行った。本調査への参加により、各自治体名が特定されることのないように回答後に自治体名とは無関係なIDを割り当てた。質問紙による本調査では、当方が回答を得た時点で本調査研究に了承したものとみなし、データの取り扱い、保管を厳重に行った。

また、本調査に回答することで、調査回答機関、回答者に不利益が生じないようにするため、文部科学省・厚生労働省の疫学研究に関する倫理指針に基づいて実施した。併せて本研究は、花園大学研究倫理委員会の倫理審査を経て実施した（研究倫理2019-05号、2019年9月30日付）。

4. 結果

1) 基本属性

Table 1に示したように、自治体の子ども・子育て支援において特に配慮が必要となる要保護児童、要支援児童、特定妊婦率、若者妊婦の発生率は、要保護児童・平均値0.75%、要支援児童・0.73%、特定妊産婦・0.06%、若者妊娠率・2.02%であることが示された。

Table1.要支援者の基本情報

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
18年度：若者妊婦率	203	0.00%	32.00%	2.02%	3.15%
18年度：要保護児童率	234	0.00%	4.57%	0.75%	0.84%
18年度：要支援児童率	212	0.00%	7.53%	0.73%	1.00%
18年度：特定妊婦率	202	0.00%	1.36%	0.06%	0.14%

2) 子ども・子育て支援施策と地区町村ごとのニーズの差について

Figure 1では、子ども・子育て施策のニーズや今後さらなる充実が求められる施策の把握を試みた。これらのニーズや施策は各自治体の状況によっても異なることが予測されることから、子ども・子育て支援施策と市区町村とのニーズの差に焦点を当てて統計解析を行った。

「市、町、村、政令指定都市、23区で認可保育所のニーズを選択した割合には有意差がある」、すなわち「市、町、村、政令指定都市、23区で認可保育所などの支援施策を選択した割合（ニーズ）に“差”がある」か、この割合が高いか低いかについて χ^2 検定により実態の把握を行った。自治体ごとに支援施策のニーズに有意差が見られた施策は次のとおりであった。

認可保育所のニーズでは、特に23区（87.5%）と村（43.3%）に割合の差がみられた（ $\chi^2(4) = 9.710$,

$p=0.046$)。相談指導等サービスのニーズは町に高い傾向が見られた ($\chi^2(4)=9.710, p=0.046$)。家庭的保育事業のニーズは23区で高かった ($\chi^2(4)=10.211, p=0.037$)。放課後児童クラブの数や受け入れ人員の拡大に係るニーズは政令指定都市(66.7%)、市(63.5%)、23区(62.5%)、町(50.0%)で支援割合(ニーズ)に差がみられた ($\chi^2(4)=9.710, p<0.001$)。_子どもが多いほど税金の負担を軽くするでは、村(56.3%)支援割合(ニーズ)が高かった ($\chi^2(4)=27.743, p<0.001$)。保育料軽減拡充に係るニーズでは23区(50.0%)で高い傾向が示された ($\chi^2(4)=11.181, p=0.025$)。教育支援室の充実では町(21.8%)、村(18.8%)で、ニーズが自治体区分では有意であった ($\chi^2(4)=11.181, p=0.011$)。

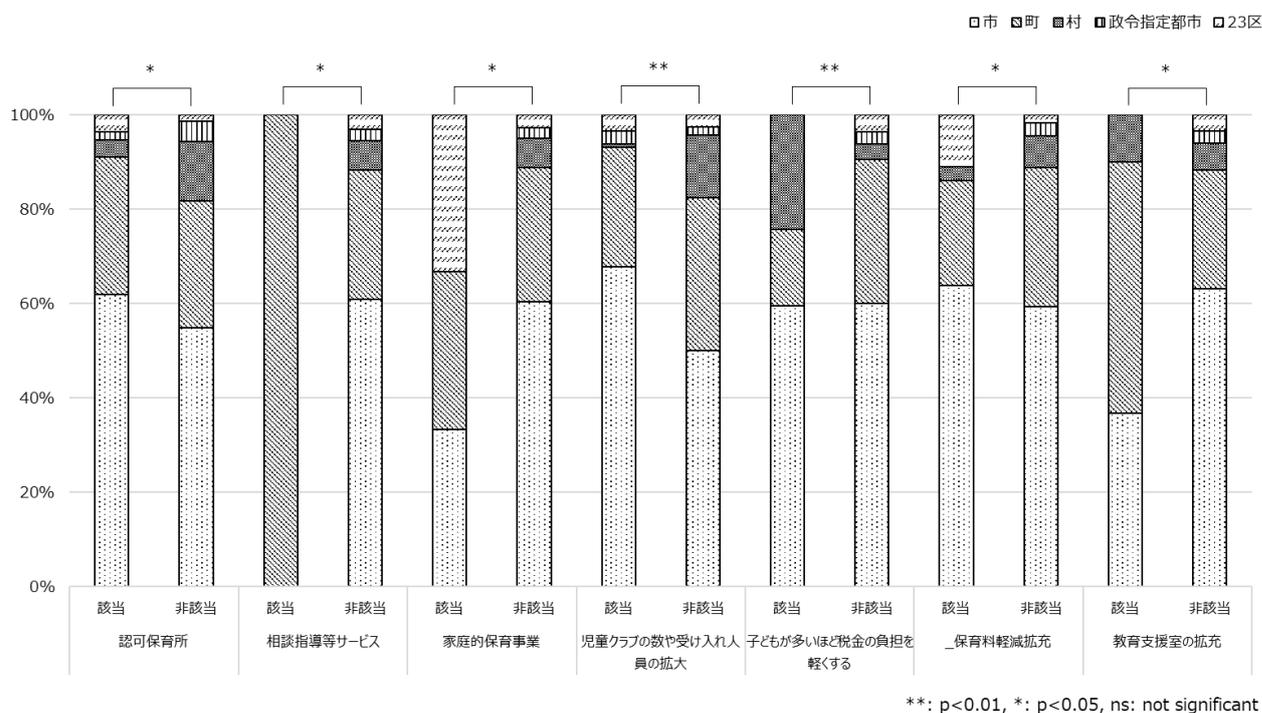
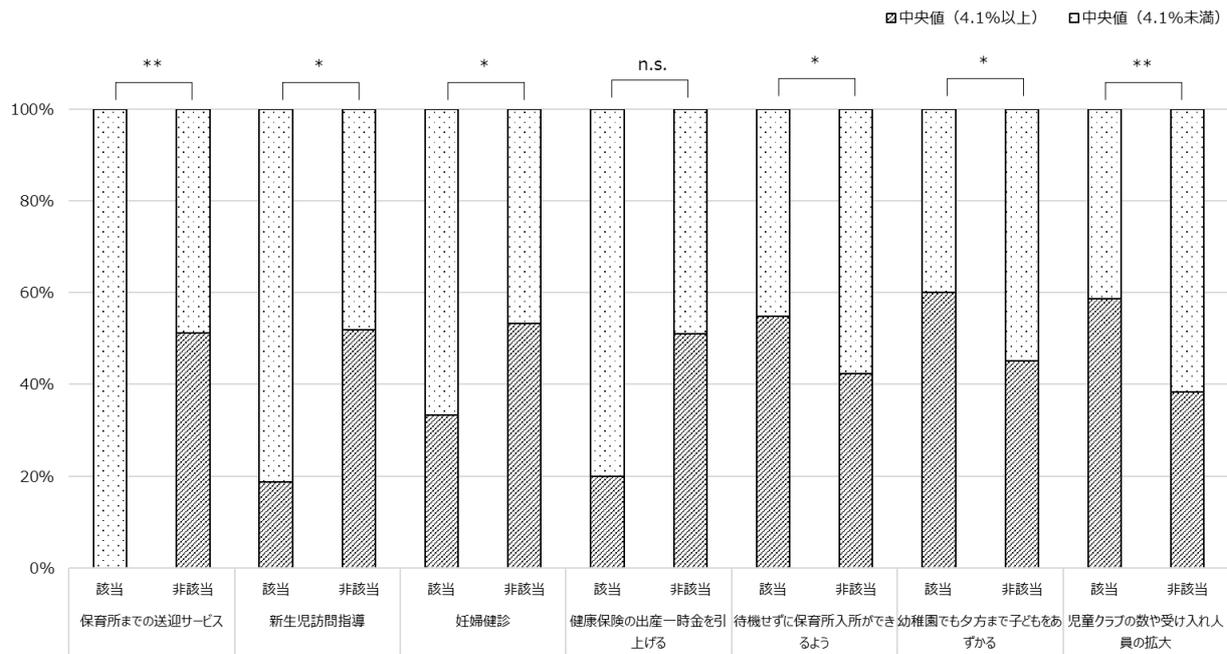


Figure 1. 子ども・子育て支援施策と地区町村ごとのニーズの差

3) 未就学児のいる家庭に求められる子ども・子育て支援施策について

本調査の結果では、人口100あたりの未就学児は、「未就学児が人口100人あたり4.1人以上いる市区町村」と「未就学児が人口100人あたり4.1人未満の市区町村」に分類することができた。人口別に子ども・子育て支援施策を選択した割合(ニーズ)に「差」があるのかを明らかにした (Figure 2)。未就学児と学齢児において、次の子ども・子育て支援施策の割合(ニーズ)に差がみられた。保育バス等による保育所までの送迎サービス ($\chi^2(1)=7.140, p=0.008$)、新生児訪問指導 ($\chi^2(1)=6.582, p=0.010$)、妊婦健診 ($\chi^2(1)=5.921, p=0.015$)、待機せずに保育所入所ができる ($\chi^2(1)=3.928, p=0.047$)、幼稚園でも夕方まで子どもをあずかる ($\chi^2(1)=4.829, p=0.028$)、放課後児童クラブの数や受入人員の拡大 ($\chi^2(1)=10.342, p<0.001$) であった。



** : p<0.01, * : p<0.05, ns : not significant

Figure 2. 未就学児に求められる子ども・子育て支援施策について

4) 各自治体で実施されている子ども・子育て支援制度

Figure 3、Figure 4に、子ども・子育て支援制度の中ですでに各自治体で実施されている事業を示した。上位5項目（降順）は、自治体内に子育て、発達、健康、育児についての相談窓口がある（N=254）、自治体による子ども・子育て支援制度に役立つ情報がホームページに掲載されている（N=236）、自治体による自治体に保育所や幼稚園選びに役立つ情報提供がある（N=220）、自治体における子ども・子育て支援施策の充実のために計画施策に目標を設けている（N=216）、自治体内で妊娠期から幼児期までの健康教室が開催されている（N=195）であった。

一方、下位5項目（昇順）は、子どもの多い世帯が安価で広い住宅に住めるような自治体の住宅政策がある（N=43）、子どもが安心して遊ぶことができる公園が直近3年で増加している（N=60）、自治体内で生活困窮世帯の子どもに無料や低価格で食事を提供する場所がある（N=117）、子ども・子育て支援に関わる専門家・スタッフの子ども虐待の理解と対応に特化した研修が実施されている（N=118）、親子の交流や育児相談ができる場所が直近3年で増加している（N=134）であった。

□あり・いる □なし・いない

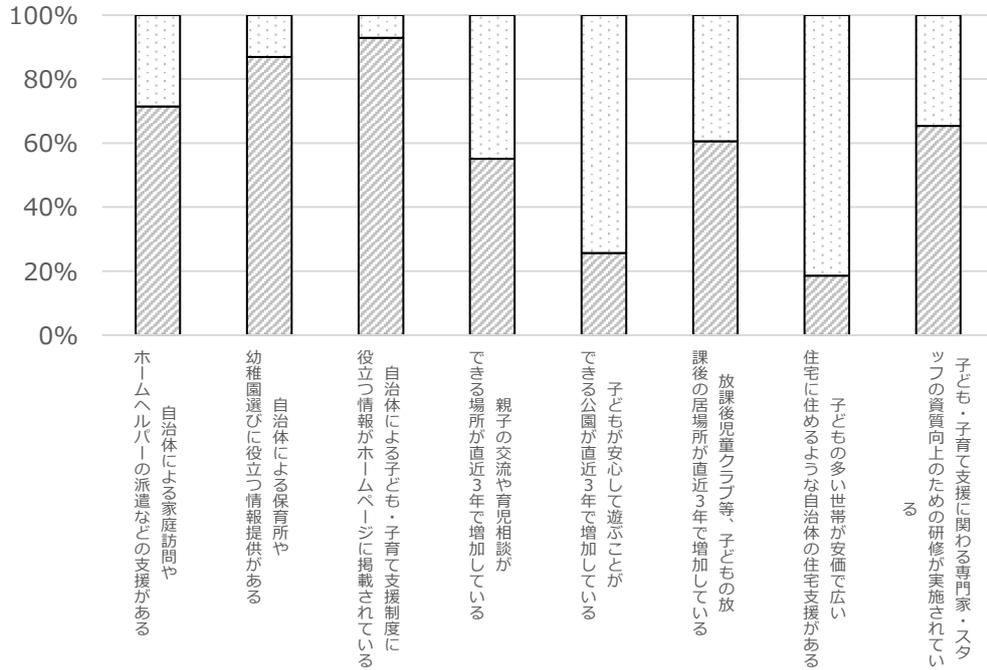


Figure 3. 各自治体で実施されている事業や子ども・子育て支援の状況①

□あり・いる □なし・いない

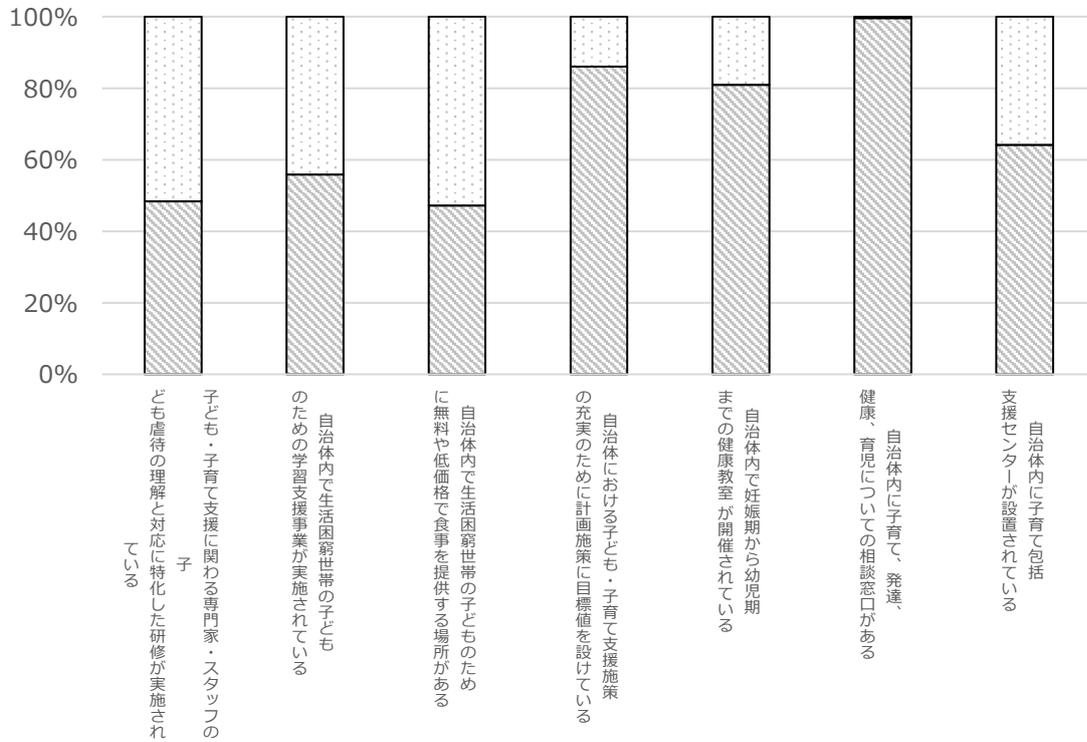


Figure 4. 各自治体で実施されている事業や子ども・子育て支援の状況②

5) 今後、子ども・子育て世帯にさらなる支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業について

Figure 5、Figure 6、Figure 7に子ども・子育て世帯に対する支援において今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業等を各自治体が5項目選定した支援施策を整理した。市区町村区分の上位5項目（降順）は、放課後児童クラブ（N=215）、認可保育所（N=190）、認定こども園（N=147）、地域子育て支援センター（N=77）、幼稚園（N=76）であった。

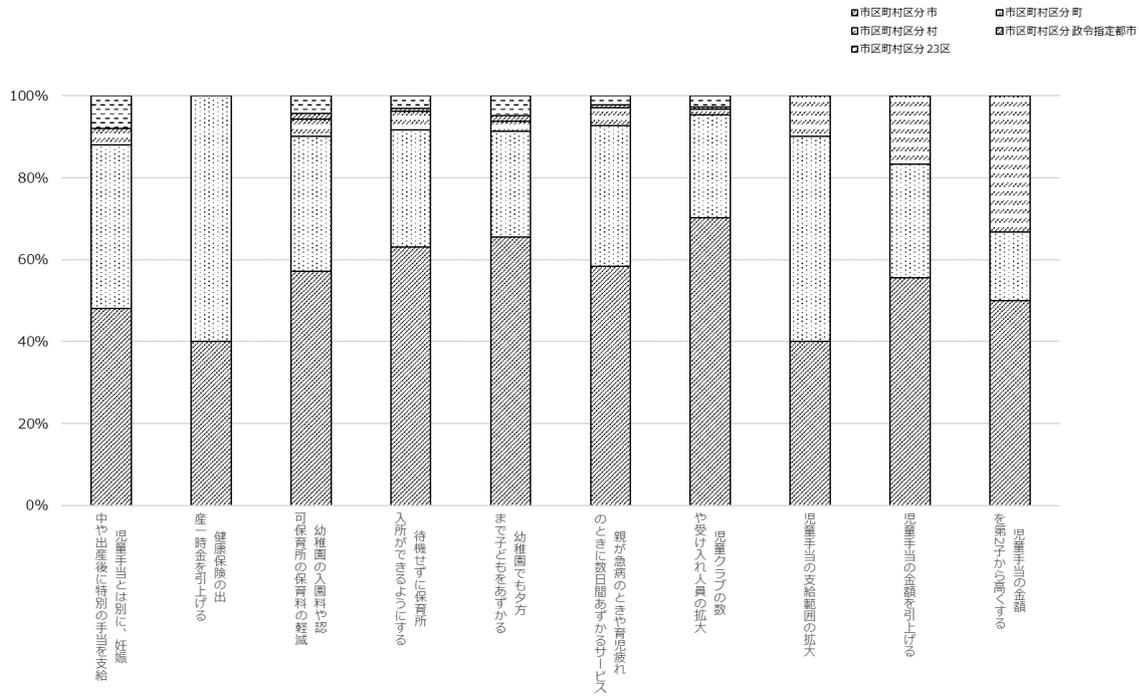


Figure 5. 子ども・子育て世帯に対する支援において今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業等①

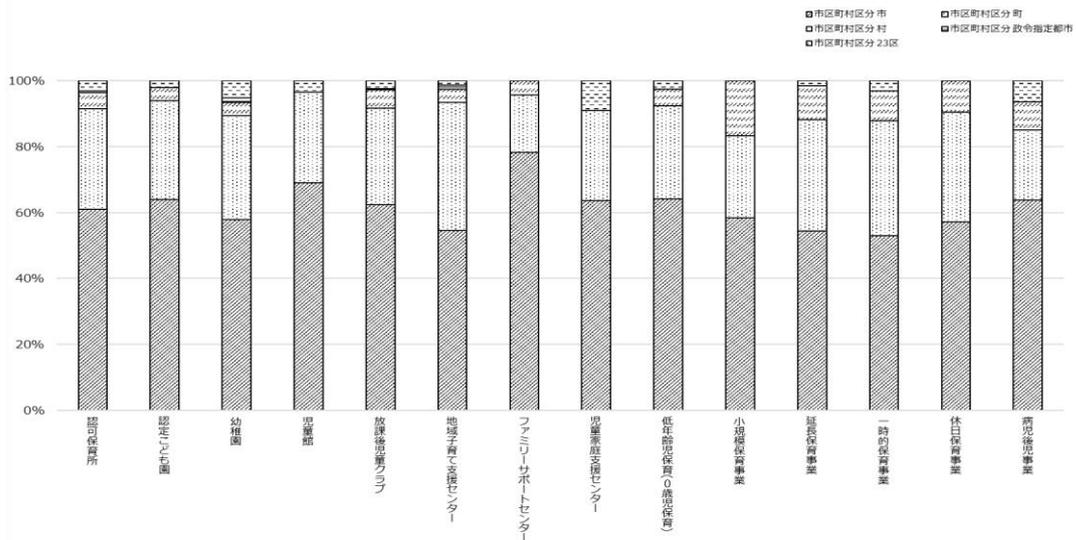


Figure 6. 子ども・子育て世帯に対する支援において今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業等②

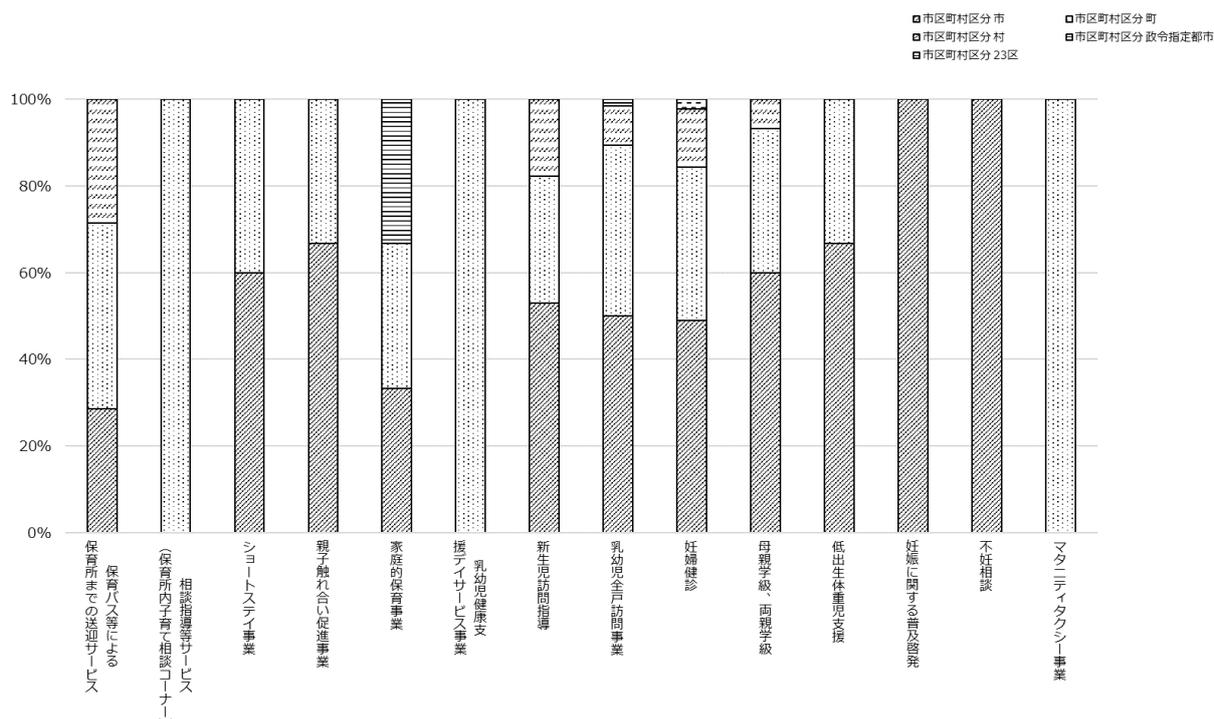


Figure 7. 子ども・子育て世帯に対する支援において今後さらに支援の充実や拡充が求められる制度、各種事業等③

6) 要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦と子ども・子育て支援施策との関係性

今回の調査からも一定数の要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦の存在が示されたが、どのような支援と結びついているのかを探索した。

Mann-Whitney のU 検定を用いて、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦の各出現率と子ども・子育て支援施策の差を行った。Figure8 に示したように「家庭訪問や派遣支援」と要保護児童率（該当群：平均ランク 122.1, 非該当群：平均ランク 95.9, $z = 2.95$, $p = .003$, $r = .20$ ）、特定妊婦率（該当群：平均ランク 102.4, 非該当群：平均ランク 85.7, $z = 2.10$, $p = .036$, $r = .15$ ）で有意差が認められた。また、Figure 9 に示したように「放課後の居場所が直近3年で増加」と要保護児童率（該当群：平均ランク 122.1, 非該当群：平均ランク 95.9, $z = 2.95$, $p = .003$, $r = .20$ ）、特定妊婦率（該当群：平均ランク 102.3, 非該当群：平均ランク 85.6, $z = 2.10$, $p = .036$, $r = .15$ ）で有意差が認められた。

Figure10 に示したように職員の研修に関する項目では、「職員の資質向上のための研修実施」と要保護児童率で（該当群：平均ランク 121.2, 非該当群：平均ランク 93.7, $z = 3.01$, $p = .003$, $r = .20$ ）で有意差が認められた。Figure11 に示したように「子ども虐待の理解と対応に特化した研修実施」では要保護児童率（該当群：平均ランク 124.0, 非該当群：平均ランク 96.5, $z = 3.21$, $p < .001$, $r = .22$ ）、特定妊婦率（該当群：平均ランク 121.2, 非該当群：平均ランク 93.7, $z = 3.73$, $p < .001$, $r = .27$ ）で有意差が認められた。

子ども・子育て支援の事業については、Figure 1 および 2 に示したように「生活困窮世帯の児童への食事を提供」で要保護児童率（該当群：平均ランク 124.5, 非該当群：平均ランク 99.0, $z = 2.96$, $p = .003$, $r = .20$ ）、Figure13 に示したように「生活困窮世帯の児童の学習支援事業」で要保護児童率（該当群：平均ラ

ンク 124.7, 非該当群: 平均ランク 94.1, $z = 3.51$, $p < .001$, $r = .24$)、Figure14 に示したように「子育て包括支援センターが設置されている」で若者妊娠率(該当群: 平均ランク 111.3, 非該当群: 平均ランク 96.4, $z = 2.34$, $p = .019$, $r = .17$) に有意差が認められた。

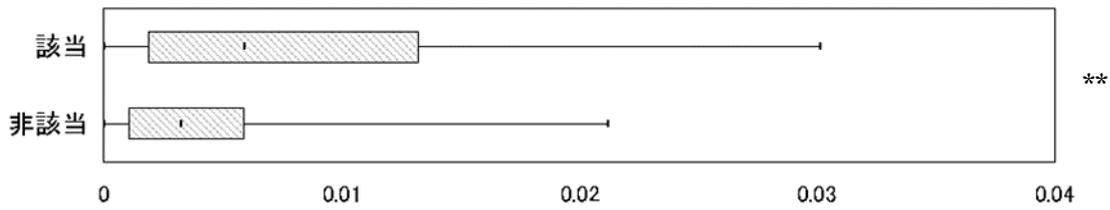


Figure8. 家庭訪問や派遣支援

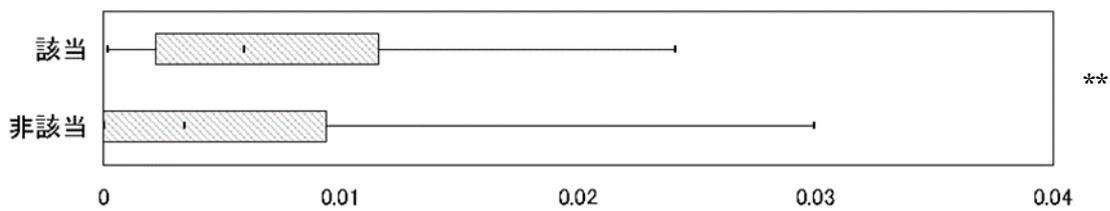


Figure9. 放課後の居場所が直近3年で増加

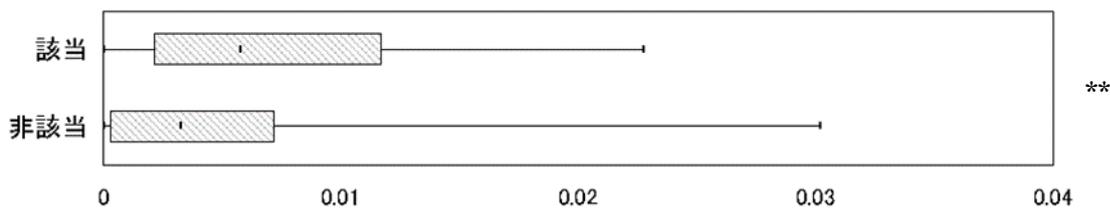


Figure10. 職員の資質向上のための研修実施



Figure11. 子ども虐待の理解と対応に特化した研修実施

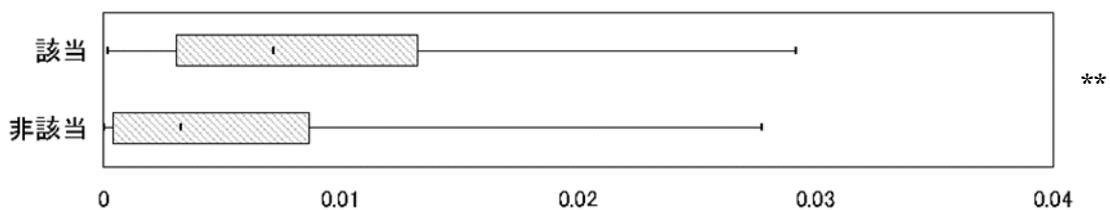


Figure12. 生活困窮世帯の児童への食事を提供

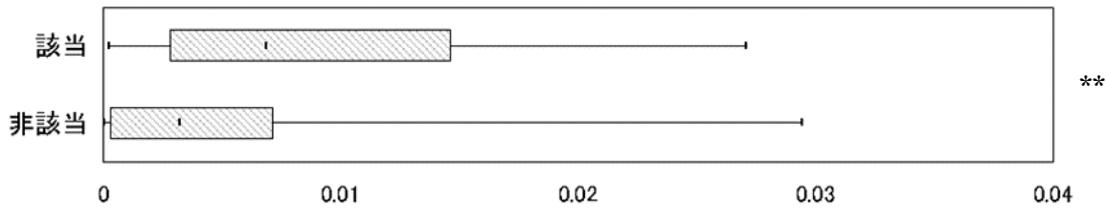


Figure13. 生活困窮世帯の児童の学習支援事業実施

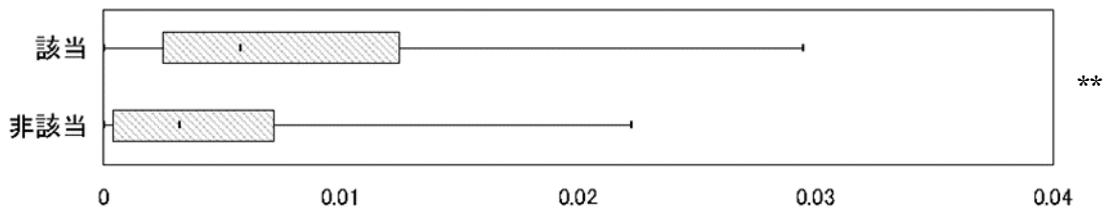


Figure14. 子育て包括支援センターを設置

**： $p < 0.01$, *： $p < 0.05$

5. 考察

1) 子ども・子育て支援制度の現状と改善

本研究の結果から、自治体が子ども・子育て支援に多くの資源を投入していることが明らかになった。特徴的なことは、相談窓口の設置、ウェブサイト上での情報提供、保育所や幼稚園の選択に役立つ情報の提供など、情報へのアクセスを向上させるための取り組みが積極的に行われている点である。子育て家庭が必要とする情報を簡単に取得できる環境をつくるのが、子育て支援の効果を高めるためにも重要であるということが示唆された。さらに、計画施策の目標設定、健康教室の開催なども、実施されている主要な項目としてあげられた。これらの取り組みは、子育て家庭が日々の生活の中で直面する問題に対する実用的な解決策であると考えられる。

一方で、住宅政策、公園の増加、無料や低価格の食事の提供、子ども虐待に対する専門的な研修、親子の交流や育児相談できる場所の増加などは、まだ十分に実施や整備されていなかった。これらの項目は、子育て環境の質を向上させるための重要な要素であり、これらの改善が求められている。自治体の子育て支援は充実してきているものの、まだ、改善の余地がある。特に生活環境の改善や、貧困対策など、より広範囲で根本的な問題に対する取り組みは喫緊の課題である。これらの改善は子どもだけではなく、その家族や地域全体にとっても有益なものである。

2) 自治体に応じた子育て支援の多様性

自治体ごとのニーズの差異（支援ニーズ）について、認可保育所のニーズが23区と村とで異なることが明らかになった。この差は、地域ごとに保育所の需要が異なることを示唆している。自治体は地域の実情に合わせて施策を検討し、適切な保育サービスを提供する必要がある。また、放課後児童クラブの数や受け入れ人員の拡大、保育料軽減拡充など、他の施策でも市、町、村、政令指定都市、23区ごとにニーズの違いが見

られた。これらの差異を理解し、地域ごとに適切な支援策を実施することが重要である。これらの子ども・子育て支援の差異は、地域ごとに異なる保育需要や子ども・子育て支援に求めるものの差を示唆しており、自治体は地域の実情に即した施策を検討し、子育て支援を提供する必要がある。

3) 地域ごとの子ども・子育て支援施策の差異と効果的な展開

未就学児のいる家庭に求められる支援施策は、保育バスなど保育所までの送迎サービスや新生児訪問指導、妊婦健診などであった。これらの施策は、子育て家庭の負担を軽減し、子どもの健康や安全をサポートするものである。地域子育て支援の充実に向けては、「循環型の支援」が求められている。地域社会全体が協力し、子育て支援を進めることで、子どもたちの健やかな成長をサポートすることができる。

現代の少子化社会において、子育て支援の重要性が高まっているが、自治体は地域ごとの実情を踏まえつつ、効果的な支援施策の提案や改善を行うことで、子どもたちとその家族を支える役割を果たしていくべきである。その際には、各自治体が地域の特性とニーズを踏まえ、自治体独自の単独事業を提供することも検討される必要がある。

4) 地域課題への具体的対応と効果的な子育て支援

本研究から、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦に対する子ども・子育て支援の施策の効果を明らかにした。具体的には「家庭訪問や派遣支援」、「放課後の居場所の増加」、「職員のスキル向上のための研修」、「子ども虐待への理解と対応に特化した研修」、「生活困窮世帯の子どもへの食事提供」、「生活困窮世帯の子どもへの学習支援」、「子ども包括支援センターの設置」などの施策が、これらの特別な支援を必要とする人たちの出現率と有意に関連していることが確認された。これらの施策は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦への支援に効果的であることを示しており、子ども・子育て支援施策の策定や改善に有益だと考えられる。このような視点からも子ども・子育て支援制度をさらに強化していくことが期待される。

6. 本研究の意義と限界

本研究では、各自治体の児童福祉主管課を対象にした質問紙調査の分析を主に行った。ACE (Adverse Childhood Experiences : 被逆境的体験) の視点から見た子ども・子育て支援の改善という部分では、子どもが成長する過程で経験する可能性があるネガティブな体験や環境を要保護児童、要支援児童、特定妊婦、若者妊婦というカテゴリーに分け、それぞれがどのような自治体の子ども・子育て支援と関連しやすいのかを明らかにした。これは、子育て支援サービスや施策の効果的な地域戦略を考える上で一定の意義があったと思われる。さらに、自治体レベルでの予防的な対応と支援の必要性について、市区町村ごとの需要やニーズも明らかにすることができた。

一方、公的機関の介入については、要支援層、中間層、一般層という各層に対して、新たに必要となる支援プログラムについての分析はまだ行われておらず、今後の研究課題として位置づけている。

【付記】

本研究は、日本財団助成事業による「親子が健やかに家庭で生活できるプログラムの調査 (2020)」「被逆境的体験 (ACE) という視点からみた親子が健やかに家庭で生活できるプログラム (2021)」（研究代表者：和田一郎）において実施した研究成果の一部分を論文化した。なお、本研究は、第27回日本子ども虐待防止学会学術集會かながわ大会（公募シンポジウム）親子が健やかに家庭で生活できるプログラムの政策評価 (S-8) の中で話題提供「対象者から見る支援サービスの実態把握について」として研究成果を報告している。

また、業務多忙な時期に本調査研究にご協力を頂きました各自治体のご担当者様に記して感謝申し上げます。検討委員会委員の皆様にも貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。

【引用文献】

- 赤澤 宗俊・橋本 和法 (2023). 本邦の若年妊婦についての社会的背景および周産期予後の検討 日本周産期・新生児医学会雑誌, 59(2), pp. 194-199.
- 藤間 公太 (2017). 現代日本における家族と要保護児童 社会保障研究, 2(2・3), pp. 158-170.
- 加賀美 尤祥 (2008). 社会的養護を必要とする子ども家庭の現状と課題 (加賀美参考人作成資料) 法務省, 法制審議会民法成年年齢部会第7回会議 (平成20年9月9日開催) 議事概要配付資料29 https://www.moj.go.jp/shingil/shingi2_080909-1.html 最終アクセス日 2024年3月13日
- 上鹿渡 和宏 (2021). 虐待を受けた子どもの社会的養育について 保健医療科学, 70(4) pp. 364-376.
- こども家庭庁 (2023). 令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数 (速報値) https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf 最終アクセス日 2024年3月13日
- 厚生労働省 (2007). 児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/04/h0425-2.html> 最終アクセス日 2024年3月13日
- 厚生労働省 (2017). 市町村子ども家庭支援指針 (ガイドライン) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161704.pdf> 最終アクセス日 2024年3月13日
- 厚生労働省 (2022). こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント ——こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設—— 第51回社会保障審議会児童部会資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000897583.pdf> 最終アクセス日 2024年3月13日
- 表 真美 (2011). 子育て支援利用の現状と課題 ——幼稚園・保育所に通う子どもをもつ家族を対象とした子育て調査から——日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集/第54回大会・2011例会, p. 93.
- 筒井 孝子・大塚賀 政昭・東野 定律 (2012). 要保護児童における「要ケア度」の開発に関する研究 ——情緒・行動上の問題の有無データを用いた評価の数量化—— 経営と情報, 23(2), pp. 15-26.